

特別償却の付表（二十七）の記載の仕方

1 この付表（二十七）は、青色申告法人又は連結法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、倉庫用建物等の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

(1) 措置法第48条第1項又は第68条の36第1項《倉庫用建物等の割増償却》

(2) 平成28年改正前の租税特別措置法第48条第1項又は第68条の36第1項《倉庫用建物等の割増償却》

(3) 平成27年改正前の租税特別措置法第48条第1項又は第68条の36第1項《倉庫用建物等の割増償却》

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した倉庫用建物等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「割増償却の種類1」は、1の(1)から(3)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、1の(2)又は(3)の規定の適用を受ける場合には「平（ ）」内に該当年数等（28又は27）を記載してください。

なお、「措令1項（ ）号」又は「措令1項（ ）号・2項（ ）号」内には、次の(1)から(3)までに掲げる規定の該当号を記載してください。

(1) 租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の6第1項各号又は第39条の65第1項に係る第29条の6第1項各号

(2) 平成28年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成28年旧措置法令」といいます。）第29条の6第1項各号及び第2項各号又は第39条の65第1項及び第2項に係る第29条の6第1項各号及び第2項各号

(3) 平成27年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成27年旧措置法令」といいます。）第29条の6第1項各号及び第2項各号又は第39条の65第1項及び第2項に係る第29条の6第1項各号及び第2項各号

3 「事業の種類2」には、倉庫用建物等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「証明等の年月日及び番号3」には、倉庫用建物等に

ついて、国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含みます。）の証明の年月日及び番号を記載します。

なお、証明に係る書類は、その倉庫用建物等につきこの割増償却の適用を受ける最初の事業年度（又は連結事業年度）の確定申告書（又は連結確定申告書）に添付してください。

5 「倉庫用建物等の種類等4」には、耐用年数省令別表に基づき、倉庫用建物等の種類、構造、細目等を記載します。

6 「倉庫用建物等の名称5」には、倉庫用建物等に該当する資産の名称を記載します。

7 「償却・準備金方式の区分14」は、その倉庫用建物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「倉庫用建物の床面積15」には、次に掲げる規定に規定する倉庫用建物の床面積を記載します。

イ 措置法令第29条の6第2項（貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外のものに限ります。）

ロ 平成28年旧措置法令第29条の6第2項第1号又は第2号

ハ 平成27年旧措置法令第29条の6第2項第1号又は第2号

(2) 「倉庫用建物等の容積16」には、次に掲げる規定に規定する倉庫用建物等の容積を記載します。

イ 措置法令第29条の6第2項（貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫に限ります。）

ロ 平成28年旧措置法令第29条の6第2項第3号又は第4号

ハ 平成27年旧措置法令第29条の6第2項第3号又は第4号

(3) 「設備又は施設の設置状況17」には、次に掲げる規定に規定する設備、施設等の状況を記載します。

イ 措置法令第29条の6第2項

ロ 平成28年旧措置法令第29条の6第2項各号

ハ 平成27年旧措置法令第29条の6第2項各号

(4) 「その他参考となる事項18」には、倉庫用建物等が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その資産が倉庫用建物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。